

ICOCAポイントサービス規程

(目的)

第1条 この規程は、一畑バス株式会社（以下「当社」といいます。）が定める利用登録手続きが完了した旅客に対して、西日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR西」といいます。）の運営・提供するICOCAポイントサービスの当社における内容及び適用条件等に関する事項を定め、旅客の利用促進や円滑な利用を推進することを目的としています。

(適用範囲)

第2条 本サービスの内容及び適用条件等については、この規程の定めるところによります。
2 この規程に定めのない事項については、法令及び「ICカード乗車券取扱規程（以下「IC規程」といいます。）」、JR西の「ICOCAポイントサービス規約」「スマートICOCA会員規約」「J-WESTネット会員規約」等の定めるところによります。

(用語の定義)

第3条 この規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「ICOCAポイント」とは、この規約に従って利用者に付与されるポイントをいいます。
- (2) 「ポイントチャージ」とは、ICOCAポイントをICOCA乗車券にチャージすることをいいます。
- (3) 「利用月」とは月初日から月末日の1ヶ月間をいいます。
- (4) 「SF」とは、ICOCA乗車券に記録される金銭的価値をいいます。

(利用登録)

第4条 利用者は、本規程に同意のうえ、JR西指定のICOCA乗車券用の自動券売機によりICOCA乗車券に対して利用登録を行うことで、その利用月から本サービスの提供を受けることができます。

2 スマートICOCAは、カードの発行に伴い自動で利用登録が行われます。

3 J-WESTネット会員は、J-WESTネット会員規約に定めるID及びパスワードを使用して、「JRおでかけネット」からICOCA乗車券に対して利用登録を行うことができます。

(利用登録の無効・解除)

第5条 利用登録後、当該ICOCA乗車券に対して、最後にチャージもしくはポイントチャージを行った日の翌日から起算して25ヶ月間チャージもしくはポイントチャージが行われなかった場合は、利用登録が無効となり、ポイントチャージを除く本規程に定めるサービスを受けることができません。

- 2 前項の定めにかかわらず、スマート I COCA の利用登録は無効になりません。
- 3 第 1 項により利用登録が無効になった場合であっても、前条第 1 項又は第 3 項の取扱いにより、再度、利用登録を行うことができます。この場合、利用登録が無効となった時点で付与されていた I COCA ポイントの残高と同一の I COCA ポイントが付与されます。
- 4 I COCA 乗車券を払いもどした場合は、利用登録が解除され、本規程に定める一切のサービスを受けることができません。
- 5 小児用 I COCA の有効期間が過ぎた場合は、利用登録が解除され、本規程に定める一切のサービスを受けることができません。
- 6 IC 規程第 23 条及び第 35 条の定めにより I COCA 乗車券を無効として回収した場合、又はスマート I COCA 会員規約の定めによりスマート I COCA の無効登録を行った場合は、利用登録が解除され、本規程に定める一切のサービスを受けることができません。

(I COCA ポイントの付与)

- 第 6 条** IC 規程第 7 条第 1 項に定める利用エリアにおける IC 規程第 20 条又は第 32 条に定める I COCA 乗車券の SF の利用月の使用に対し、第 7 条に定める算定方法に基づいて I COCA ポイントを付与します。
- 2 第 1 項により付与される I COCA ポイントは、利用月の翌月末日頃に一括して付与されます。
 - 3 前項の定めにかかわらず、当社の運営上の都合により、I COCA ポイントの付与日は変更となる場合があります。
 - 4 前 3 項の定めにかかわらず、IC 規程の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備の障害の発生等により、やむを得ず I COCA 乗車券を利用できない場合には、I COCA ポイントは付与されません。

(ポイントの適用条件)

- 第 7 条** 第 6 条第 1 項に定める付与条件において、利用月中の SF 利用額の総額の 1 % 分を I COCA ポイントとして付与する。なお、小数点以下は切り捨てして付与する。

(I COCA ポイントの効力)

- 第 8 条** I COCA 乗車券を払いもどした場合は、当該カードの I COCA ポイントは全て無効となります。

(I COCA ポイントの確認)

- 第 9 条** 利用者は、JR 西指定の I COCA 乗車券用の自動券売機により、前月から過去 6 ヶ月の間に付与された I COCA ポイント及び第 6 条第 1 項に定める I COCA ポイントの付与対象となった利用履歴を利用月分の合計を印字し、確認することができます。
- 2 スマート I COCA は、J - WEST ネット会員規約に定める ID 及びパスワードを使用して、「JR おでかけネット」から前月から過去 6 ヶ月の間に付与された I COCA ポイン

ト及び第6条第1項に定めるICOCAポイントの付与対象となった利用月分の合計を確認することができます。

(ICOCAポイントのチャージ)

第10条 利用者は、第6条の定めにより付与されたICOCAポイントを当社のIC定期券販売窓口及びJR西のICOCA乗車券用の自動券売機、自動精算機又は入金機でポイントチャージすることができます。

2 ICOCAポイントは、1ポイント1円として換算します。

3 ポイントチャージする場合は、一部の機器を除き、付与されているICOCAポイントの残高が10ポイント単位で全てチャージされます。

4 前項の定めにかかわらず、1枚あたりのSFの残額が20,000円を超えるポイントチャージはできません。

5 ICOCAポイントは、現金と交換することはできません。

6 ICOCAポイントは、別のICOCA乗車券にチャージすることはできません。

7 一度ポイントチャージしたICOCAポイントは、再びICOCAポイントに戻すことはできません。

8 ポイントチャージ後のSFの取扱いについては、IC規程に従うものとします。

(ICOCAポイントの残高及び利用情報の引継)

第11条 ICOCA乗車券の紛失、盗難、障害等による再発行の場合は、当該ICOCA乗車券の利用登録、ICOCAポイントの残高及びICOCAポイントの付与履歴を新たなICOCA乗車券へ引き継ぎます。

2 前項の定めにかかわらず、当社のシステム上の都合や係員の取扱い誤りによりカードを交換する必要があると当社が判断した場合は、交換前のICOCA乗車券の利用登録及びICOCAポイントの残高を新たなICOCA乗車券へ引き継ぐことがあります。

(ICOCAポイントの訂正)

第12条 当社は次の場合に、利用者が保有するICOCAポイントを訂正することができるものとします。

(1) 当社が誤ってICOCAポイントを付与した場合

(2) その他、当社がICOCAポイントを訂正することが適切であると判断した場合

(ICOCAポイントの不正入手)

第13条 本規程に定める以外の方法で不正にICOCAポイントを手に入れた場合は、IC規程第23条及び第35条の定めにより、当該ICOCA乗車券を無効として回収します。この場合、保有するICOCAポイントは無効となります。

(I C O C A ポイントサービスの制限又は停止)

第 1 4 条 当社は、 I C 規程の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備等の保守点検の実施等により、本サービスの提供を予告なしに一時的に制限又は停止することがあります。

2 前項に基づく本サービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(免責事項)

第 1 5 条 I C O C A 乗車券の紛失・盗難等により、第三者が I C O C A ポイントを不正に使用した場合であっても、利用者の損害については、当社はその責めを負いません。

2 その他、当社の責めに帰すことのできない事由から発生した利用者の損害については、当社はその責めを負いません。

(規約の変更)

第 1 6 条 当社は、民法 548 条の 4 の規定に基づき、以下の場合は、本規程を変更することができるものとします。

(1) 本規程の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合

(2) 本規程の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 本規程を変更する場合、当社はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容および変更後の規程の効力発生時期を周知するものとします。また、当社はポイントの付与条件や利用条件に関する内容の変更を行う場合には、変更の少なくとも 1 ヶ月前に事前周知を行うものとします。

附則 この規程は、2021 年 5 月 29 日から施行します。